

## 顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
- 経理担当者
- 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <https://www.hatsushika-kaikei.com/>

新型コロナウイルス関連情報 <https://www.hatsushika-kaikei.com/blog/news/p1950/>

## 令和 4 年度税制改正のお知らせ

令和 4 年度の税制大綱につきまして、重要と思われるものをお知らせ致します。

### <個人所得課税>

- 住宅ローン控除制度の見直し
  - ・住宅ローン控除の適用期限を4年延長し、令和7年末までの入居者を対象とするとともに、カーボンニュートラルの実現の観点から、省エネ性能等の高い認定住宅等につき、新築住宅等・既存住宅ともに、借入限度額の上乗せがなされます。
  - ・控除率が 0.7% となるとともに、所得要件が 2,000 万円に引き下げられます。
  - ・新築住宅等について控除期間を 13 年とするほか、令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅については、合計所得金額 1,000 万円以下の者に限り、40 m<sup>2</sup>以上の住宅が控除対象とされます。

### <法人課税>

- 積極的な賃上げ等を促すための措置（中小企業者に対して）
  - ・雇用者給与等支給額の対前年度増加割合が 1.5% 以上である場合に、①雇用者給与等支給額の対前年度増加額の 15% の税額控除を行うとともに、税額控除の上乗せ 措置として、②雇用者給与等支給額の対前年度増加割合が 2.5% 以上である場合には、税額控除率に 15% を加算し、③教育訓練費の対前年度増加割合が 10% 以上である場合には、税額控除率に 10% を加算する措置を講ずることとなります。

## 雇用調整助成金特例措置延長のお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 4 年 3 月 31 日を期限に雇用調整助成金の特例措置が講じられてきましたが、この特例措置は令和 4 年 6 月 30 日までとなります。

詳しい内容、ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。